

尾張旭市監査公表第 6 号

令和 6 年 1 2 月 5 日付け尾張旭市監査公表第 2 9 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 6 年 1 2 月 2 5 日付け 6 子相第 9 8 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 2 9 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

こども子育て部子育て相談課・こどもの発達センター

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 2 5 年尾張旭市規則第 3 号）第 2 3 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は一部のものにしか実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で共有を図るとともに、尾張旭市物品管理規則に基づき、物品管理者が毎年 1 回、使用中の物品及び備品台帳について確認・検査する体制を整備し、今年度からは全ての備品について検査を実施します。
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和 5 3 年尾張旭市規則第 1 9 号）第 2 5 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、尾張旭市発達支援連携事業委託業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘事項について、総務課にホームページへの掲載依頼ができていなかったため、速やかに掲載を依頼し、公表を行いました。 今後は、課内で共有を図るとともに、随意契約ガイドラインを遵守し、契約締結後、速やかに内容の公表を行うため、総務課への送付確認を複数名で実施します。